

週休2日試行工事実施フロー

告示前

- 発注課は対象工事を選定し、週休2日に係る補正を行い予定価格を積算する。
- 入札告示文及び特記仕様書等に、当該工事が週休2日試行工事である旨を記載する。
- 入札者は入札価格に週休2日に係る補正を行い入札する。

入札後

- 受注者は契約後、週休2日による施工を行わなければならない。
- 受注者は契約後、着手届、現場代理人等指定通知書、施工体制台帳、経歴書、法定外の労災保険の写しを提出する。

現場着手前

- 監督員は受注者と協議し、現場着手日、現場完了日及び週休2日試行工事の対象期間としない期間を決定する。
- 受注者は、工程表及び現場閉所の予定日を記載した休日取得計画（予定）等を監督員に提示する。
- 監督員は週休2日が予定されていることを確認する。

工事施工中

- 工事一時中止を行う場合など対象期間を変更する必要がある場合は、受注者は監督員と協議を行い、休日取得計画等を再提示する。
- 週休2日を確保しつつ、受注者の責めに帰すことができない事由により工期を延長する必要がある場合は、受注者は監督員と工期延長についての協議を行い、休日取得計画等を再提示する。

現場完了後

- 受注者は、**現場閉所実施日**を記載した工事月報や休日取得計画（実績）等を、工期終了前に監督員に提示する。
- 監督員は、週休2日の実施状況を確認し、4週8休に満たない場合は減額の設計変更を行う。

契約終了後

- 受注者はアンケート調査に協力する。